

相 談 事 例

ID：03-01-011

相談タイトル

所有する住宅を貸すにあたっての賃貸借契約について

Q：ご相談内容

今後、現在所有している住宅を貸すにあたり、契約書の書き方や賃貸取引に係る注意事項等について相談をしたい。

A：回答

一般的な住宅賃貸借契約書については、インターネット上でもひな形等ダウンロード出来たり、内容の確認をすることができます。また「住宅賃貸借契約の手引」にも参考として契約書が記載されていますので、「手引き」をお送りすることもできます。

契約の締結にあたっては、賃貸人（貸主）となりますので、「住宅賃貸借契約の手引」の内容を確認・理解していただき、賃借人に対して契約内容を十分に説明していただく必要があります。